



【史料⑦】「乍恐以書付奉申上候」天明四年五月

[読み下し文]

一 当蚕の儀、去る卯年土用中逆冷強く桑  
枝葉成木仕らず、其の上砂降りにて痛く甚だ不足  
に付き、累年より半々之積り、蚕飼い立て候所、  
進み方宜しからず、漸く式分半程にも出来申すべき哉、  
當春に至りて難治仕り候所、猶又金取り御座無く、

困窮差し重なり迷惑至極仕り候、右  
御尋ねに付き、書き上げ仕り候所、相違御座無く候、以上  
上州緑埜郡三波川村  
同国同郡鬼石村  
新右衛門 治左衛門 源左衛門 嘉兵衛 平市  
五左衛門

天明四年辰五月

前沢藤十郎様御手代  
畠柳文治殿

(P 8214 飯塚馨家文書 No. 3449)

⑦ [乍恐以書付奉申上候]

天明4年（1784）5月

みどりの  
緑埜郡三波川村（現藤岡市三波川）から幕府へ提出された浅間焼け後の養蚕被害状況の返答書の控です。これによると、噴火のあった天明3年の土用頃から、降灰がもたらした日照不足による低温被害のため桑の葉がつかず、蚕の収量も25%程しか見込めなかつたことがわかります。諸々の作物が不作続きの上に、養蚕の現金収入も得られない苦しい様子が述べられています。浅間焼けによる降灰が上州の養蚕業に大きな被害をもたらしたことがわかります。

飯塚馨家文書 P8214 No.3449